

みやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に
関する変更協定書



みやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と公益財団法人 アタラクシア（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第19条の規定に基づき、平成25年7月12日に締結したみやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業（以下「協定」という。）及び平成26年7月3日に締結したみやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に関する変更協定書（以下、「第1回変更協定」という。）のうち、事業計画を変更することについて、協定第8条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第3条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年8月7日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 郡和



乙 仙台市青葉区郷六字大森2-1

公益財団法人 アタラクシア

代表理事 神谷 一 雄

